

○川口市犯罪被害者等支援条例

令和元年12月24日条例第48号

令和6年12月24日条例第57号

川口市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援のための施策に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民の責務を明らかにすることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、埼玉県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により直接被る害のほか、犯罪被害者等が正当な理由なく被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と連携し、及び協力し、犯罪被害者等が受けた被害の状況その他の事情に応じて、必要な支援を適切に途切れることなく行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置する。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(二次的被害及び再被害の防止)

第9条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることがないように、プライバシー及び名誉の保護に努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることがないように、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、関係機関等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

(市民への理解促進)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるための啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るとともに、二次的被害を受けることがないように、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われた犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用する。